

第2回全国健康保険協会船員保険協議会議事録

第2回全国健康保険協会船員保険協議会

開催日時：平成21年9月14日（月）16：00～17：00

開催場所：全国町村議員会館

出席者：岩村委員、江口委員、大内委員、大谷委員、小坂委員、清水委員、高橋委員、
田中委員、野川委員、三木委員（五十音順）

議題：1 新船員保険制度の一般保険料率について
2 その他

委員長 定刻より早いですが、皆様お揃いということでございますので始めたいと思います。ただいまから第2回船員保険協議会を開催することにいたします。初めに委員の出欠状況、今日の資料の確認について事務局の方からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 本日の委員の出欠の状況でございますが、田付委員、佐々木委員が欠席でございます。

続きまして、本日の資料の確認をお願いします。本日お手元にお配りさせていただいております資料は、資料1、船員保険協議会関係規定。資料2、新船員保険制度における一般保険料率の算定について（案：概要）。資料3、新船員保険制度における一般保険料率の算定について（案）。参考資料、新船員保険制度の被保険者証についてでございます。御確認をよろしくお願いいたします。

委員長 よろしゅうございますでしょうか。それでは早速議事に入りたいと存じます。今日の議題は、新船員保険制度における一般保険料率の算定ということでございます。この議論に入る前に、今日の議事について事務局の方から御説明をいただくということでございますので、お願いいたします。

事務局 まず資料1をご覧ください。この資料は前回の船員保険協議会でお出ししたものと同じでございます。4ページをごらんください。四角で囲っております。これは平成19年の雇用保険法等の一部を改正する法律附則第24条、25条におきまして、協会は施行日の前日までに疾病保険料率を決定しなければならない。また、協会が疾病保険料率を決定しようとするときは、あらかじめ理事長が船員保険協議会の意見を聴いた上で運営委員会の議を経なければならない。さらに、理事長は船員保険協議会の意見を尊重しなければならないとされております。災害保健福祉保険料率についても同様の規定ぶりとなっております。本日は平成22年1月から適用される新船員保険制度における一般的保険料率、これは具体的に疾病保険料率、災害保健福祉保険料率でございますが、これらについて船員保険協議会の意見をお聴きしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。以上が法律の規定の定め確認ということになります。それでは早速議論の方に入ることにしまして、事務局の方からこれについての資料の説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは座ったままで説明させていただきます。船員保険室の松下と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に、新船員保険制度における一般保険料率の算定についてということで、資料2（案：概要）と資料3（案）をお配りしておりますが、資料2につきましては資料3の内容を1枚にまとめさせていただいたものでございますので、本日は若干お時間をいただきまして資料3に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

まず1ページでございますが、平成22年1月からの新船員保険制度における一般保険料率につきましては、職務外疾病の保険給付等に係るものとしまして、被保険者・船舶所有者折半による疾病保険料率、また、職務上疾病・年金の保険給付及び保健福祉事業等に係るものとしまして、船舶所有者の方の負担による災害保健福祉保険料率、それぞれに区分しまして、法律で定められた上下限の範囲内で設定することとされております。法律で定められた上下限については、疾病保険料率については40～110%、災害保健福祉保険料率については10～35%の範囲で定めることとされております。また、後期高齢者医療の被保険者である被保険者及び独立行政法人等被保険者、これは独立行政法人や国立大学法人に勤務する船員の方で、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員である船員保険の被保険者の方でございますが、それぞれの一般保険料率については災害保健福祉保険料率のみとするとしてされております。また、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者の方、独立行政法人等被保険者及び疾病任意継続被保険者の災害保健福祉保険料率については、それぞれ別に定めることとされております。あわせて、疾病任意継続被保険者については保険料額の全額を負担していただくという仕組みになっております。現在の保険料率については下の左の表にございますように、被保険者の方については疾病部門45.5%と、失業部門の4%、合計で49.5%。船舶所有者については疾病部門65.5%と、失業部門7%、年金部門44%、福祉事業等で14%ということで、130.5%御負担いただいております。これが新船員保険制度の保険料率になりますと右側のように、疾病保険料率と災害保健福祉保険料率を船員保険制度の中でそれぞれ定めることとされております。また、参考でございますが、一般制度の方に統合されます労働保険料、労災保険率については、船舶所有者の方の負担50%。雇用保険率については被保険者の方が4%、船舶所有者の方が7%の負担ということで、合計11%という形で、それぞれ決定されているところでございます。

それぞれの疾病保険料率、災害保健福祉保険料率の算定の仕方についてですが、資料の5ページをご覧くださいと思います。右上の方に疾病保険料率の算定式をお示しさせていただいておりますが、分子として、Aとしまして、職務外疾病部門に係る保険給付の予想額から一部負担金に相当する見込額を控除した額。Bとしまして、前期高齢者納付金

等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額。こちらは国庫補助等がありますので、国庫補助額を除くとされております。また、Cとしまして、船員保険事業の事務の執行に要する費用の予定額及び準備金積立ての予定額。それぞれを合計したものから、Dですが、取り崩すことが見込まれる準備金の額その他船員保険事業に要する費用のための収入の見込額がある場合はこれを減じた額を予定保険料納付率で除したものを分子としまして、現事業年度の3月から翌事業年度の2月の各月の疾病任意継続被保険者以外の被保険者の総報酬額の総額と、翌事業年度の4月から3月までの各月の疾病任意継続被保険者の総報酬額の総額の合計額の見込額を分母としたものが算定式でございます。分子である必要支出見込み額を分母である保険料収入見込み額で除する形で疾病保険料率を求めることとなります。なお、今回この算定式については、事業年度を単位として、年度当初からの保険料率を定める場合としてお示しさせていただいたところでございます。

6 ページの方に、同じく災害保健福祉保険料率の算定式をお示しさせていただいております。こちらの方は、Aとしまして、職務上・通勤による疾病・負傷・障害・行方不明に関する保険給付の予想額。国庫負担金額を除くとされております。Bとしまして、下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の予想額。Cとしまして、保健事業及び福祉事業に要する費用の額。こちらも国庫補助がございますので、国庫補助額を除くとされております。Dとしまして、船員保険事業の事務の執行に要する費用及び準備金の積み立ての予想額。それぞれを合計したものから、取り崩すことが見込まれる準備金その他収入の見込みがある場合は、それを減じた額に予定保険料納付率で除したもの、これを分子としまして、現事業年度の3月から翌事業年度の2月の各月の疾病任意継続被保険者以外の被保険者の総報酬額の総額の見込額が分母となります。疾病保険料率と同じく、必要支出見込み額を保険料収入見込み額で除する形で災害保健福祉保険料率を求めるということとなります。

資料の2 ページにお戻りいただきまして、これらの算定式に基づいて保険料率を求めるわけでございますが、今回御提案させていただきました保険料率の算出に当たっての基本的な考え方について御説明させていただきたいと思っております。まず前提として、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率については、平成22年1月分以降の保険料に係る保険料率を算定することとなります。また、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう算定するものとされているところでございますが、これらを踏まえ、原則、平成22年1月から23年3月までの15カ月間、事業年度で22年1月から3月と、22年度という形で分けるのではなく、21年度の期間が3カ月ということもございまして、22年1月から23年3月までの15カ月間の財政収支を見通した保険料率を算出することとして、今回御提案させていただいております。ただし、平成22年度に係る保険料率については、本年末の国の平成22年度予算編成ですとか、診療報酬改定、及び今後の被保険者数ですとか、平均標準報酬月額、医療給付費の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す、検証させていただきたいとは考えております。また、支出見込み額15カ月分に対して、保険料収入が平成22年

1 月分については 2 月に徴収することになりますので、平成 22 年 1 月分から平成 23 年 2 月分までの 14 カ月分が対象となりますことから、支出に合わせて保険料収入についても 15 カ月分相当額に修正した上で計算させていただいております。

疾病保険料率の計算式の分子となるものについてでございますが、(2)の①としまして、保険給付費の見込み額については、これまでの国の予算概算要求及び予算編成における計算方法を踏襲しまして、過去 3 年間の平均伸び率を使用しておりますが、平成 22 年 1 月及び 2 月については平成 20 年度の実績を基礎として過去 3 年間の平均伸び率を使用して推計しております。また、平成 22 年 3 月以降については、20 年度の実績を基礎として推計した 22 年 3 月値を基礎としまして過去 3 年間の平均伸び率を使用して推計いたしました。また、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の見込み額については、国の平成 21 年度予算額及び平成 22 年度予算概算要求額をそのまま使用しているところでございます。

続いて、災害保健福祉保険料率の計算式の分子となるものとして、船員保険独自給付、いわゆる上乗せ給付分の見込み額についてですが、こちらについては労働保険特別会計労災勘定負担分ということで、これは 21 年 12 月 31 日までに発生した事故に起因する職務上・通勤による給付につきましては協会が支給することとされておりますけれども、その費用については労災保険料で負担していただく形になりますので、労災勘定の方から職務上・年金給付費等交付金として協会の方に交付されることとされております。その交付金の額について平成 22 年の予算概算要求の方で予算要求が行われておりますので、その平成 21 年度予算額及び平成 22 年度予算概算要求額を参考としまして、労災保険 1 件当たりの給付金額と、船員保険 1 件当たり給付金額の平成 20 年度実績を使用して推計したところでございます。具体的には、船員保険と労災保険の給付費額の比率を用いることとして、船員保険 1 件当たりの給付費から労災保険 1 件当たりの給付費を減じたものを船員保険 1 件当たり給付費で除した値に予算額に乗じて推計したところでございます。保健福祉事業費については、船員保険特別会計福祉事業費の平成 21 年度予算額のうち新船員保険において実施する事業に係る予算額を参考として推計させていただきました。

続いて、共通としておりますけれども、分母となります総報酬額の総額の見込み額でございます。こちらについては、これまでの国の予算概算要求及び予算編成における計算方法を踏襲しまして、過去 3 年間のデータに基づく被保険者数や賃金、平均標準報酬月額を増減の平均等を踏まえて推計しているところでございます。

1 枚おめくりいただきまして、費用の方に入りますけれども、業務取扱費につきましては、職員給与、契約職員給与、事務室借料、システムランニングコスト、年金運用主体が行う適用・徴収業務経費、その他一般業務経費等としまして、約 14.5 億円程度が必要と見込まれるところでございます。また、船員保険事業の執行に要する費用に係る国庫補助については費用から減ずる形になりますけれども、国庫補助については平成 21 年度予算額及び平成 22 年度予算概算要求額を使用しているところでございます。なお、業務取扱費及び国庫補助については、職務外疾病の保険給付等に要するもの、いわゆる疾病保険料率に反

映させるものと、職務上疾病・年金保険給付及び保健福祉事業等に係るものとして、災害保健福祉保険料率に反映させるものとに区分する必要があるところでございますが、現時点において明確に区分することが困難であることから、各事務に係る人員配置等を勘案しまして、それぞれ9対1の割合で案分しているところでございます。

そういった形で試算しました数値について、7ページの方に基礎計数と実際に使用した数値をお示しさせていただいております。まず上の方でございますが、平成22年度予算に関する基礎計数としておりますが、被保険者数、平均標準報酬月額については、21年度、22年度、それぞれ減ずる形で見込んでいるところでございます。また、分子に当たる医療給付費、現金給付費、保険給付費の方については逆に負担が多くなるという形でそれぞれ見込んでいるところでございます。これらの基礎計数を用いて、今回保険料率算定に当たって実際に使用した数値が中ほどから下でございますが、まず左手にあります疾病保険料率についてでございます。収入については国庫補助、出産育児の補助、事務費補助金ということで、これらはすべて予算数値また概算要求の数値を用いているところでございます。また、支出としては、疾病保険給付費を基礎計数等で見込んだところで、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金、病床転換支援金については、予算数値を使用しています。また、業務取扱費については14.5億を9対1に按分した9割の部分を計上しているところでございます。総報酬額についても基礎計数の方から見込ませていただいたところでございます。

右手の災害保健福祉保険料率についてですが、収入としては国庫補助、これは特定健診等に係る国庫補助がございまして、そちらと事務費補助金については、それぞれ予算数値に基づいたものです。支出については、傷病手当金、障害年金、遺族年金、障害手当金、職務上差額、行方不明手当金、下船後三月、福祉事業費、業務取扱費、それぞれ見込ませていただいたところで、総報酬額の方も基礎数値から見込んだところですよ。疾病保険料率と災害保健福祉保険料率の総報酬額とに差があるところについては、疾病任意継続被保険者に係るものが災害保健福祉保険料率の方では含まれてございませんので、その差でございます。業務取扱費14.5億見込みと先ほど申しましたが、その内訳としては、日本年金機構が行う適用・徴収に要する経費として、こちらについては協会に保険料が交付金として交付される前に年金特別会計業務勘定の方へ繰り入れられるところでございますが、約0.8億円を見込んでおります。職員人件費等として、契約職員の賃金等も含めて約5.7億円。事務室等借料で約1.1億円。システムランニングコストとその他業務経費を含めて約6.9億円。総計14.5億円を見込んでいるところでございます。繰り返しになりますが、この業務経費について疾病保険料率と災害保健福祉保険料の切り分けについて全体を9対1に按分して計上させていただいたところですよ。

これら数値を先ほどの5、6ページの算定式に当てはめまして、その結果について、資料6ページにお戻りいただきまして、中ほどの算定した保険料率についてというところでございます。先ほどの基本的な考え方に基づいて算定した保険料率については、疾病保険

料率が 93.88%、災害保健福祉保険料が 13.93%ということで算出されたところでございまして、それぞれ端数を切り上げ処理させていただいて、疾病保険料率が 94%、災害保健福祉保険料が 14%ということで決定させていただければということで資料を作成しております。なお、疾病保険料率については現行の疾病部門の 91%、折半ですので被保険者 45.5%、船舶所有者 45.5%、それぞれ 1.5%ずつ合計で 3%増加することとなりますが、船員保険法の附則第 9 条で、当分の間、被保険者に係る保険料率については被保険者の負担を軽減するため、必要と認めるときは一定率を控除することができる旨の規定がございまして、そちらを当てはめまして、被保険者負担分の料率については積立金を保険料率の引き下げに充てることにより現行と同じ 45.5%ということで定めさせていただいて、船舶所有者負担分 47%との合計で 92.5%を疾病保険料率として定めさせていただければという御提案でございます。また、この被保険者負担分の保険料率の引き下げ率についてですが、今後一般的に保険給付費等については増加が見込まれるところございまして、今後の保険料率の上昇幅等を踏まえて傾斜配分的に引き下げることを検討していくということで、当初においてはこの水準、1.5%としてはどうかと考えているところです。これによりまして、船舶所有者の負担については疾病保険料率 47%及び災害保健福祉保険料率 14%に、統合後の労災保険料率 50%と雇用保険料率 7%を加えますと 118%となります。これについて現行の保険料率における船舶所有者負担分 130.5%と比べますと、12.5%の減となるところでございます。一般被保険者の方については現行にとどめるという形で、疾病保険料率が 45.5%、雇用保険料率が 4%で現行どおりとなります。先ほど触れておりませんが、3の中ほどに、災害保健福祉保険料率の下に若干ポイントを落とした文字で、別途定めることとさせていただいております疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料を 5%、独立行政法人等職員に係る災害保健福祉保険料を 5%、後期高齢者医療の被保険者に係る災害保健福祉保険料を 14%としてはどうかと考えておりまして、この疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料の 5%と、疾病任意継続被保険者の全額被保険者負担ということで 92.5%の疾病保険料率を加えますと 97.5%となりまして、疾病任意継続被保険者の方についても現行の 105%と比べると 7.5%の減となるところでございます。

ただいま申し上げました疾病任意継続被保険者等に係る災害保健福祉保険料率の考え方について、最後に御説明させていただきたいと思っております。資料の 4 ページでございます。まず、疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率については、保健事業及び福祉事業に要する費用の額。事務の執行に要する額。及び準備金の積み立て予定額に照らし決定するものとされております。これについては職務上・通勤による療養等の保険給付、また下船後の療養補償に相当する療養の給付が行われませんので、それらの費用に相当する部分については徴収しない、賦課されないということでこういう形にされております。算定の考え方なんですが、一般被保険者に係る災害保健福祉保険料率が 14%ということで、そのうちの保健事業及び福祉事業に要する費用の額に相当するものが約 4.1%ございます。また、事務の執行に要する費用の額に相当するものが約 0.3%ございますところで、その

合計した率 4.4‰の小数点以下を切り上げて 5‰。この 5‰を疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率とさせていただきたいという御提案でございます。

(2) でございますが、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率については、職務上の事由または通勤による疾病または負傷について行われる給付に要する費用の額。保健事業及び福祉事業に要する費用の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額。事務の執行に要する費用の額及び準備金の積み立て予定額に照らし決定するものとされております。これは下船後の療養補償に相当する療養の給付の部分と、特定健康診査等に要する費用の部分が除かれる形になります。一般被保険者に係る災害保健福祉保険料率のうち職務上の事由または通勤による疾病または負傷について行われる給付に要する額に相当する部分が約 2.1‰。保健事業及び福祉事業に要する費用の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額に相当する部分が約 2.5‰。事務の執行に要する費用の額に相当するのが約 0.3‰でございますので、それらを合計した率 4.9‰の小数点以下を切り上げて 5‰を独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率とさせていただきたいという御提案でございます。

最後に、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率については、職務上の事由または通勤による疾病または負傷について行われる給付に要する費用の額及び下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額、保健事業及び福祉事業に要する費用の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額、事務の執行に要する費用の額及び準備金の積み立て予定額に照らし決定するものとされております。これは一般の方よりも特定健康診査等に要する費用の額に相当する部分を減ずる形になります。一般被保険者に係る災害保健福祉保険料率のうち職務上の事由または通勤による疾病または負傷について行われる給付に要する費用の額及び下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額に相当するものが約 9.6‰ございます。また、保健事業及び福祉事業の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額に相当するものが約 2.5‰。事務の執行に要する費用の額に相当するものが約 0.3‰ございまして、それらを合計した率は 12.4‰となりまして、端数を切り上げまして 13‰ということで、一般の方よりも積み上げた場合は 14‰と比べますと 1‰ほど少なくなるんですけれども、一方、保険料率を算定するに当たっての分母となる総報酬額の総額の基礎となる平均標準報酬月額について、一般被保険者の方の平均標準報酬月額が 39 万円でございますが、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者の平均標準報酬月額が約 25 万円と 6 割程度の水準となっております。同じ必要支出額を負担するためには総報酬額の総額が低くなれば保険料率が高くなるという形になりますけれども、それらを踏まえて、後期高齢者医療の被保険者である被保険者の方が 180 人いらっしゃるところで、船員保険全体でカバーするという考え方もございますので、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率については、一般被保険者に係る災害保健福祉保険料率と同じ保険料率 14‰をもって後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率とさせていただければというこ

とで今回御提案させていただいたところでございます。

資料についての御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。ただいま丁寧に御説明いただきました、新船員保険制度における疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率につきまして、御意見あるいは御質問などがございましたら、お願いしたいと思います。清水委員、どうぞ。

清水委員 新船員保険の疾病保険料率については94%ということで、現行と比べて3%引き上げられるということになります。これはまだ診療報酬改定だとかそういったものが決まっておりますので、一応の数字ということで、平成22年度についてはまた改めて調整ということも資料の中に書いてございました。そこで、参考までにとということで結構なんですけれども、協会けんぽの一般の皆さんの保険料率について、平成22年度の見込みというか、試算をやっておられるんじゃないかと思います。これは都道府県ごとに違うわけなんですけれども、全般的な傾向としては引き上げられるという感じなんではないでしょうか。

委員長 そうしますと協会の方でもしわかればということで、お願いすることになると思います。高橋理事、よろしくお願いいたします。

高橋理事 協会けんぽの方は今週の木曜日に運営委員会がございまして、そこで精査した、国の方の概算要求が出ておりますが、その上で精査した数字をお出しするという予定です。今日はちょっと間に合いませんが、現在は82%でございますので、どう見ても上がるだろうなという感じは持っておりますが、どの程度までかというのは明後日の会合で、数字として具体的にお示しできるかどうかまだよくわかりませんが、大まかなところは大体お示しできるのかなということで、今日のところはまだ御勘弁願いたいと思います。

委員長 よろしゅうございましょうか。そのほかいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。それでは、特にほかに御意見、御質問等がないというようでございますので、そうしますと、今日御提案がありました新船員保険制度の疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率につきましては原案のとおり了承して、当協議会としては特段意見はないということでよろしゅうございましょうか。

(「結構です」の声あり)

ありがとうございます。それでは、当協議会として原案を了承した旨を、私の方から船員保険協議会としての文書というものを協会の方に提出させていただくということにしたいと存じます。文案等については私に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局の方からこの後の手続について御説明いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 資料1を御参照ください。4ページの四角で囲っている部分でございます。附則第24条第2項以降の規定でございますが、今後運営委員会の議を経まして、理事長は厚生労働大臣の認可を受けることとなります。認可されれば厚生労働大臣はその旨を告示す

ることになりますので、正式にはその段階で決定という手続になります。

以上でございます。

委員長 今後の手続については今御説明のあったとおりということでございます。

そうしますと、今日予定している議題としてはもう一つ、その他ということでございますが、お手元に参考資料がございます。この参考資料につきまして事務局の方から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 参考資料として、新船員保険制度の被保険者証についてというものをお配りさせていただいております。全国健康保険協会への運営主体の移行後、船員保険の被保険者証については現在紙で被保険者証と被扶養者証という形で交付させていただいているものにつきまして、利便性の向上を図る視点から、一人1枚のカードとさせていただきたいと考えております。また、耐久性の向上を図る観点から、カードの素材についてはプラスチックとするという形で、現在協会けんぽの方でも交付しておりますプラスチックの一人1枚の被保険者証の方に船員保険も変更させていただきたいと考えております。また、御参考でございますが、郵送料を除いてカード1枚の作成に要する費用については100円程度が見込まれるところでございます。その他としておりますが、被保険者証の切り替え、今お持ちいただいております被保険者証からこのプラスチックカードへの切り替えでございますが、現在お持ちいただいております被保険者証の有効期限が8月末までとなっているところで、平成22年秋ごろまでには切り替えを行いたいと考えておりまして、切り替えが完了するまでの間は現在の被保険者証のままでも医療機関にかかっている措置をとりたいと考えております。また、22年1月以降に新たに発行される被保険者証につきましては、当然プラスチックカードの方で交付していく形になります。また、現在仮名と漢字、英数が混在しております被保険者証の記号につきまして、プラスチックカード切り替え後についてはすべて数字で記号を数値化させていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。今御説明いただきました参考資料、被保険者証の件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

1点だけ座長としてお願いでありますけれども、こういう被保険者証の切り替え等についてはぜひ混乱のないように協会側にもお願いしたいと思います。また、あわせて船主、組合側にも御協力いただいて広報活動の方をしっかりとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

その他、この際ということで何か御意見、御質問等ございますでしょうか。清水委員、どうぞ。

清水委員 いつも細かいことで恐縮なんですけど、前回の事業運営懇談会の中で、法人の代表者である船員についての労災保険の加入方式についてのお話がありました。これは強制加入ということじゃなくて特別加入にならざるを得ないと。できるだけ皆さんが加入

できるように保険者としてもやっていきたいというお話があったかと思います。法人組織の代表者の方々が労災保険に特別加入ということで加入しようがしまいが、いずれにしても新船員保険制度の方には被保険者という形で加入されるわけですね。その場合に、休業手当金、これは特別加入してない方についても多分、待機期間中に相当する期間については支給されるのかなという感じもしますが、労災保険の方に加入してないわけですから、その後の労災保険の休業補償給付の上乗せで支給される部分については、これは出ないんだろうというふうに何となく思うんですけどね、その辺の特別加入の皆さんに対する新船員保険制度からの休業手当金支給の適用の考え方というか、そこら辺が多少込み入ってるような感じがいたしますので、もしそこが整理できていたら解説していただければありがたいと思います。

委員長 これは保険課長、お願いします。

吉田保険課長 保険課長でございます。確かに込み入っておりますので、かえって説明が至らないかもしれません。まず考え方としては、先日の船員保険懇談会でも話題になりましたように、今回の船保法の改正によって、いわゆる法人の代表者たる船員の方の業務上障害の補償のやり方については、今お話がございましたように、いろいろな御議論、頭の整理はあろうかと思いますが、基本的に従来の船員保険法において補償されていることをなるべく私どもとしては新船保、労災相当については一般制度に移管いたしますけれども、その後においても補償水準、裏側としては負担があるんですけども、なるべく維持するという観点から、私どもとしては適用の対象とする。そのかわり、どうしても労災保険法の一般制度に入りますと「労働者性」という、これは労災保険あるいは労働保険の中における一つの大きな考え方がございますので、それに従う形において、今御指摘いただいたように「特別加入」というワンクッション置いていただいて加入という形になります。その上で、そこについては今お話ございましたし、先日来労災保険担当部局の方からも申しておりますように、なるべく今後新船保法下あるいは移行前後に向けて適切な PR、広報活動などを通じまして、できる限り特別加入に入っていただいて、従来の補償水準を維持していただくというのがまず基本であります。その上で、おっしゃったように、万が一特別加入されない方についての職務上補償につきましては、確かに労災補償があってこそその「上乗せ」という、今度の上乗せ給付という新船保の給付の性格上、そこは出ませんというのはまずおっしゃったとおりであります。

その上で休業手当金の部分でございますが、そのような一般論としての整理をした上で、新船保において休業手当金につきましては三日という形での補償をするという形で今整理をしております。もし組合員の方、あるいは制度の対象者の方々の間に混乱があるとすれば、そのあたりはないように今後 PR に努めてまいりたいと思っております。

委員長 よろしゅうございますか。どうぞ。

清水委員 ついでで恐縮なんですけど、特別加入されている方、それから、してない方でも待機の三日間は出るというふうに御回答いただきました。その場合のベースなんですけ

れども、特別加入されている方について考えてみると、労災保険の方は日額が選択性になっておりますよね。かなり幅の広い、3000 何ぼから頭は2万円くらいまでオプションでやれるんですよね、たしか。そういうこととは関係なく、新船保の方はその人の標準報酬月額というのを出すわけですから、それに基づいて給付するということになるんでしょうかね。

吉田保険課長 すいません、所管課長として申しわけございませんが、今御指摘のところ、条文でどこまで確認できるか、すぐに頭に浮かんでまいりませんので、間違いがあつてはいけませんので、少し整理をしてきちっと御説明させていただきたいと思います。

委員長 それでは、恐縮ですけれども、この場というよりは、後で個別にということをお願いしたいと思います。

そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、今日は新船員保険制度の一般保険料率という今後非常に重要なものを、意見ということで御決定いただきまして、大変ありがとうございました。今日一番重要な議題はこれでございまして、御決定いただいたということでございしますので、これで閉会ということにさせていただきたいと思います。

次回の日程等につきまして事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

事務局 次回につきましては別途調整の上、御連絡させていただきます。

委員長 今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。これで閉会といたします。

(終了)